茨城働き方改革推進支援センターへ令和 7 年度の最低賃金引上げ及び「賃上げ」支援助成金パッケージ等の積極的周知並びに活用について要請を行いました!

令和7年9月19日



写真(左)は宇佐美副センター長

写真(右)は佐藤局長

本県の最低賃金額は、令和7年10月12日(日)から、現行の最低賃金額(時間額1,005円)を69円引上げ、1,074円に改正適用されることを受け、9月19日(金)、茨城労働局長は、茨城働き方改革推進支援センター長に対し、最低賃金引上げ及び「賃上げ」支援助成金パッケージ等の積極的周知並びに活用について、要請を行いました。

- ※最低賃金の詳細については、「最低賃金制度」で検索してください。
- ※各種支援施策については、以下をクリックしてください。

「賃上げ」支援助成金パッケージ | 厚生労働省

【問合せ先】 茨城労働局労働基準部賃金室 TEL:029-224-6216